

令和7年11月25日 開会

令和7年11月25日 閉会

佐賀県後期高齢者医療 広域連合議会定例会会議録

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会事務局

令和 7 年 11 月 定 例 会

1 会 期 1 日間

2 議事日程

日次	月 日	曜	開議 時刻	議 事
1	11月25日	火	10 : 00	<ul style="list-style-type: none"> ○開 会 ・議席指定 ・議長選挙 ・会期決定 ・会議録署名議員の指名 ・諸報告 ・議会運営委員会委員辞任 上程、採決 ・議会運営委員会委員補欠選任 【議会運営委員会正副委員長互選】 ・議会運営委員会正副委員長互選結果報告 ・広域連合一般に対する質問 ・第12号議案～第19号議案 上程、提案理由説明、議案に対する質疑、討論、採決 ・第1号報告 上程、報告事項説明、報告に対する質疑 ・第20号議案 上程、提案理由説明の省略、議案に対する質疑、討論、採決 ・議決事件の字句及び数字等の整理 ○閉 会

目 次

11月定例会議案等	3
11月定例会一般質問項目表	4

【11月25日（火）】

●開会	7
●議席指定	7
●議長選挙	7
●会期決定	7
●会議録署名議員の指名（江口正勝議員、今泉藤一郎議員）	7
●諸報告	7
●議会運営委員会委員辞任	7
●議会運営委員会委員補欠選任	8
●議会運営委員会委員正副委員長互選結果報告	8
●広域連合一般に対する質問	8
◎土淵茂勝議員	8
「1 人間ドックについて」	
◎答弁者：事務局長兼会計管理者（馬場文則）	
實松尊徳広域連合長	
「2 出産育児支援金について」	
◎答弁者：事務局長兼会計管理者（馬場文則）	
「3 制度の運用状況について」	
◎答弁者：事務局長兼会計管理者（馬場文則）	
●第12号議案～第19号議案	
○上程	13
○提案理由説明（◎實松尊徳広域連合長）	13
○質疑・討論	15
○採決	15
●第1号報告	
○上程	16
○報告事項説明（◎實松尊徳広域連合長）	16
○質疑	16
●第20号議案	
○上程	16
○提案理由説明の省略	16
○質疑・討論	16
○採決	16
●議決事件の字句及び数字等の整理	17
●閉会	17

[当日配付資料]

・ 議席表	18
・ 諸報告	19

●11月定例会議案等

広域連合長提出議案		
第12号議案	令和6年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算	令和7年11月25日 認定
第13号議案	令和6年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	令和7年11月25日 認定
第14号議案	令和7年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	令和7年11月25日 可決
第15号議案	令和7年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	令和7年11月25日 可決
第16号議案	専決処分について(令和7年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))	令和7年11月25日 承認
第17号議案	専決処分について(佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)	令和7年11月25日 承認
第18号議案	専決処分について(令和7年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))	令和7年11月25日 承認
第19号議案	佐賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について	令和7年11月25日 同意
第20号議案	佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について	令和7年11月25日 同意
第1号報告	放棄した債権の報告について	令和7年11月25日 報告

選挙・選任	
佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議長選挙について	令和7年11月25日 永淵史孝 当選決定
佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議会運営委員会委員の補欠選任	令和7年11月25日 選任決定

報告書等	
議決事件の字句及び数字等の整理について	令和7年11月25日 決定

一般質問項目表

○ 一般質問

令和7年11月定例会

質問順	氏名	質問方式	質問事項
1	土 淵 茂 勝	一問一答	1 人間ドックについて 2 出産育児支援金について 3 制度の運用状況について

令和7年11月25日（火）

令和7年11月25日（火）

午前10時00分～午前11時24分

出席状況

議席番号・議員氏名	①	②	議席番号・議員氏名	①	②
1. 江口 孝二	○	○	12. 増田 紀之	○	○
2. 吉岡 英允	○	○	13. 古川 英子	○	○
3. 土淵 茂勝	○	○	14. 光岡 実	○	○
4. 江口 正勝	○	○	15. 中村 和典	○	○
5. 今泉 藤一郎	○	○	16. 松尾 初秋	○	○
6. 山口 寛敏	○	○	17. 前田 邦幸	○	○
7. 大石 安弘	○	○	18. 中島 慶子	欠	欠
8. 平野 達矢	○	○	19. 西依 義規	○	○
9. 大川 隆城	○	○	20. 古藤 宏治	○	○
10. 松石 信男	欠	欠	21. 西岡 真一	○	○
11. 森田 浩文	○	○	22. 永淵 史孝	○	○

【凡例】 会議時間：①10:00～10:08 ②10:35～11:24 ○:出席 欠:欠席

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	實松 尊徳	副広域連合長	坂井 英隆
副広域連合長	水川 一哉	監査委員	力久 剛
事務局長兼会計管理者	馬場 文則	副事務局長兼総務課長	竹下 徹
業務課長	山中 真寿美		

会議に出席した議会事務局職員

議会事務局長	倉持 直幸	副局長	石岡 直樹
書記	寺崎 博隆	書記	江崎 智恵
書記	江頭 優貴		

本日の案件

- 開会
- 議席指定
- 議長選挙
- 会期決定
- 会議録署名議員の指名
- 諸報告
- 議会運営委員会委員辞任
- 議会運営委員会委員補欠選任
- 議会運営委員会正副委員長互選結果報告
- 広域連合一般に対する質問
- 以下の議案の上程、提案理由説明、議案に対する質疑、討論、採決
 - 第12号議案 令和6年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
 - 第13号議案 令和6年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
 - 第14号議案 令和7年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
 - 第15号議案 令和7年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
 - 第16号議案 専決処分について（令和7年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））
 - 第17号議案 専決処分について（佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）
 - 第18号議案 専決処分について（令和7年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））
 - 第19号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 以下の報告の上程、報告事項説明、報告に対する質疑
 - 第1号報告 放棄した債権の報告について
- 以下の議案の追加上程、提案理由説明の省略、議案に対する質疑、討論、採決
 - 第20号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
- 議決事件の字句及び数字等の整理
- 閉会

● 開 会

◇副議長（平野達矢議員）

皆さんおはようございます。副議長の平野達矢でございます。現在、議長が不在となっておりますので、私が議長を務めます。

ただいまから、佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

会議の議事は、お手元の日程表のとおり進めます。

● 議席指定

◇副議長（平野達矢議員）

それでは、日程により、議席の指定を行います。

佐賀市、多久市、基山町及び玄海町の選出議員の変更により、新たに本広域連合議会の議員となられた5名の議席は、議長においてお手元に配付している議席表のとおり指定します。〔議席表（18ページ掲載）〕

● 議長選挙

◇副議長（平野達矢議員）

次に、日程により、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は指名推選とし、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とし、議長において指名することに決定しました。

それでは指名します。佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議長に永渕史孝議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました永渕史孝議員を佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議長の当選人とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名した永渕史孝議員が、佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました。

ただいま当選された永渕史孝議員が議場におられますので、本席から当選を告知します。

それでは、永渕史孝議員、登壇の上、御挨拶をお願いします。

◇議長（永渕史孝議員）

皆様おはようございます。これからこの佐賀県後期高齢者医療広域連合議会のスムーズな議事進行に務めていきたいと、そのように思っております。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

◇副議長（平野達矢議員）

ここで議長と交代します。

〔議長交代〕

◇議長（永渕史孝議員）

引き続き、会議の議事は、お手元の日程表のとおり進めます。

● 会期決定

◇議長（永渕史孝議員）

それでは、日程により、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

● 会議録署名議員の指名

◇議長（永渕史孝議員）

次に、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、江口正勝議員、今泉藤一郎議員、この2名を指名します。

● 諸報告

◇議長（永渕史孝議員）

次に、日程により、諸報告を行います。

報告の内容は、お手元の報告第2号のとおりです。これにより御承知をお願いします。〔諸報告（19ページ掲載）〕

● 議会運営委員会委員辞任

◇議長（永渕史孝議員）

次に、日程により、議会運営委員会委員の辞任を議題とします。

お諮りします。本日、古藤宏治議員、松尾初秋議員、光岡実議員、増田紀之議員、今泉藤一郎議員、江口正勝議員、以上6名から委員辞任願が提出されました。

本件は、地方自治法の規定に基づく除斥の対象

となりますので、ただいま申し上げた6名の議員の退場を求めます。

〔古藤議員、松尾議員、光岡議員、増田議員、今泉議員、江口正勝議員 退場〕

お諮りします。先ほど申し上げた6名の議会運営委員会委員の辞任を許可したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、古藤宏治議員、松尾初秋議員、光岡実議員、増田紀之議員、今泉藤一郎議員、江口正勝議員、以上6名の議会運営委員会委員の辞任を許可することと決定しました。

除斥により退場された6名の議員の入場を許可します。

〔古藤議員、松尾議員、光岡議員、増田議員、今泉議員、江口正勝議員 入場〕

● 議会運営委員会委員補欠選任

◇議長（永渕史孝議員）

ただいまの辞任許可により、議会運営委員会の委員に欠員が生じたので、委員の補欠選任を日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の補欠選任を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

お諮りします。委員の補欠選任については、議長において西岡真一議員、中島慶子議員、前田邦幸議員、森田浩文議員、松石信男議員、山口寛敏議員、土渕茂勝議員、以上7名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、ただいまの指名どおり、議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

ここで議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選等を行いますので、しばらく休憩します。

午前10時8分 休憩

午前10時35分 再開

◇議長（永渕史孝議員）

休憩前に続き、会議を開きます。

● 議会運営委員会正副委員長互選結果報告

◇議長（永渕史孝議員）

ここで、ただいま開催された議会運営委員会の正副委員長の互選結果を報告します。

委員長、西岡真一議員、副委員長、前田邦幸議員。

以上のとおりです。

● 広域連合一般に対する質問

◇議長（永渕史孝議員）

次に、日程により、広域連合一般に対する質問を行います。

質問の通告がありましたので、発言を許可いたします。

○土渕茂勝議員

おはようございます。

単独での人間ドックの創設をということで最初に質問をいたします。

人間ドック、脳ドックなどの健康診査の目的は、早期治療の観点から、健康増進、医療費負担の軽減につながるものとして取り組まれているものです。

昨年、令和6年2月の広域連合議会定例会での私の質問に対して、当時の事務局長は、医療費全体の抑制のため、被保険者の健康対策事業に取り組むと答えられました。

一方で、単独の補助に対して受診割合が極めて低い、実施市町が少ないとも答弁されておりましたが、事実とは違うものです。

そのときも紹介しておりましたが、佐賀県広域圏内の自治体の中で実施しているのは、市では10市全て、町でも半数を超える5町、脳ドックでも7市、町でも4町が実施して、住民の健康増進に力を注いでおります。

問題は、実施している市町でも、後期高齢者になればそのサービスが受けられない、差別的な対応になっているということです。これを解消することは、広域連合の喫緊の課題です。

過去には、平成30年、令和元年、令和2年と、この3年で661名、予算として870万円ほど国の特別調整交付金を使って実施されております。

また、私がネットで調べたところでございますけれども、大阪府では単独で人間ドックについて、2万6,000円の補助をしております。佐賀県でも単独での実施を強く求めたいと思います。

また、そのほかにも独自でやっているところがないかお聞きしたいと思います。

また、国への支援の回復についても、引き続き全国の連合協議会として取り上げてほしいと思いますけれども、答弁を求めます。

○事務局長兼会計管理者（馬場文則）

おはようございます。人間ドック助成についての御質問にお答えいたします。

まず、全国の後期高齢者医療広域連合の状況でございますが、47広域連合のうち、10の広域連合で人間ドックの助成が行われていると承知をしているところでございます。

次に、本広域連合の考え方について申し上げます。

後期高齢者医療制度におきましては、制度の一環として無料で受けられる健康診査を実施しており、生活習慣病の早期発見と、リスクが認められた場合に必要な医療につなげる仕組みが確保されているところでございます。

議員御指摘のとおり、県内市町におきましては、独自に人間ドックや脳ドック、これらを助成されているところもあり、健康づくりに向けた各市町の取組として理解しているところでございます。

一方で、本広域連合が過去に国の特別調整交付金を活用して人間ドックの助成を行った際には、実施した市町は最大で5団体、受診率も年平均しますと、被保険者全体の約0.2%にとどまるなど、事業として十分に広がらなかった経緯がございます。

助成を受けた方々にとっては意義があったと考えられる一方、広域的な医療費適正化にどの程度寄与したかを評価するには、規模として限られていたという点は否めないところでございます。

また、人間ドックは、任意で受ける追加の検査でございます。現時点では、国からの財政支援がございません。そのため、全て保険料を原資として助成した場合、受診者が限られることから、

被保険者間の負担の公平性に配慮する必要がございます。

これらの点を総合的に踏まえますと、現時点で広域連合として独自に助成制度を導入できる状況にはないと考えております。

なお、国への財政支援に関する要望につきましては、これまでも全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて行ってきたところであり、国の動向や市町の意向も確認しながら、必要性を見極めつつ検討してまいりたいと考えております。

今後とも、被保険者の皆様が必要な医療を受けられる環境を確保しつつ、制度運営に努めてまいります。

以上でございます。

○土淵茂勝議員

答弁ではありますけれども、私の質問に対しての答弁にはなっていないというふうに思います。

というのは、私が一番ここで問題にしているのは、国保で受けられて、なぜ75歳になった後期高齢者が受けられないのかと、ここが一番問題だと思うんですね。ここを解決するのはこの広域連合の一つの大きな仕事ではないかと思います。

利用率についても言いますと、ほかの市町もそうですけれども、私たちが今、後期高齢者として受けられる健康診断というのは、特定健診は無料で受けられます。また、がん検診も、大腸がんとか肺がん、これについても無料で受けられます。しかし、脳ドック、それから人間ドックというのは高齢者は受けられないと。以前はこれはやられていたわけですよ。数の問題じゃないと思うんです。そういうチャンスをちゃんと作ると。

予算の問題でも、今、広域連合、今年度はちょっと少ないですけれども、5億円近い基金がございます。そのほんの一部を使えば十分できるんじゃないかと。

それとまた、先ほど事務局長のほうから答弁されました。私は大阪のことだけを紹介しましたが、ほかにも幾つもあると。これは姿勢だろうと思うんですよ。

そこで連合長に、今のことについて2点ほど御質問いたします。

1つは、佐賀県の広域連合として、ほかの県がやっているように、独自の人間ドックの支援事業が必要だと考えますけれども、まずそのことについて認識を伺いたいと。

もう一点は、これは事務局も進めるというふうに思いますけれども、全国後期高齢者医療広域連合協議会、佐賀県の連合長がこの責任者だろうと思うんですけど、その立場から、国に対して人間ドック、脳ドックの支援を戻すように、この申入れをぜひしていただきたいと。

これまで平成30年6月、令和元年6月、令和5年6月、この3回、国への要請が行われております。実現するまで要請をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○實松尊徳広域連合長

土淵茂勝議員の再質問にお答えしたいと思います。

私には大きく2点御質問いただきました。

まず1点目は、他の広域連合同様、この人間ドックの助成をやる考えはあるかというお尋ねですけれども、結論を申し上げますと、私は現時点では考えておりません。

理由は、全国、47都道府県に1つずつ広域連合がございます。ただ、実施しているのは10広域連合にとどまっているということです。これは何でそうなのかということを考えたときに、やはり1つは財源になります。先ほど財源は繰越金が出ているような話もお話いただきましたけれども、今、国の動きを見てみますと、物価上昇の中で後期高齢者は、今朝の新聞にもありましたけれども、株取引等での資産運用等もやって資金を持っているみたいなことで、負担を増やすという議論が今ずっと国の社会保障審議会医療保険部会等でもやられておりますけれども、非常に私そこには大変心配をしております。

さらに、後期高齢者の皆さんに負担をもっとしてほしいという話が今後も来るのではなかろうかという懸念を持っておりまして、そういう中で、やはり限られた財源を使って事業をやるのであれば、後期高齢者の皆さんに本当に役立つものに重点的に事業を取り組んでいくような姿勢が必要で

あろうと思っております。

そういうふうを考えましたときに、人間ドックの助成がないと、そもそも後期高齢の皆様方の健康増進が図れないかという、そうではないのではないかと考えております。

今現在、健康診査の取組をやっておりますけれども、これを基本とし、各市町とも連携しながら、やはり県民の皆さんの健康増進を図っていくことが一番大事だというふうに思っております。費用対効果を考えたときに、人間ドック助成まで現在の後期高齢者医療広域連合、当連合でやる必要があると言われると、そこについては、私はちょっと疑問を持っているという状況でございます。

もう一点ですけれども、国のほうへの支援を戻すように申入れをとということでした。

私、全国の広域連合協議会の会長も務めさせていただいております。その中で、全国の連合長の皆さんともお話をする中で、やはり国に対してしっかりと必要な支援は要望していきましようという姿勢で一致はしております。

その中に、この人間ドック助成があるかと言われると、ここは少し意見が分かれるところでございますので、他県の広域連合長とも議論しながら、必要なものについてはしっかりと国に申し出ていく、要望していくという姿勢で臨みたいというふうには思っておりますので、今回、御意見等いただきました点を踏まえまして、他の広域連合長とも議論してみたいというふうに思っております。

今後も被保険者の皆様の健康維持、それから、必要な医療がしっかりと受けられるような環境づくり、そういったものにつきましても、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○土淵茂勝議員

引き続き質問をしていきますけど、ちょっと連合長の答弁について、私の感想ですけど、人間ドック、脳ドックの問題を費用対効果で考えるのはどうかと思うんですね。そこをちょっと今後考えてほしいと。

それから、ほかの県がやっているということは、なぜできるのかということもぜひ聞いていただければというふうに思います。

次の問題について質問したいと思います。

出産育児支援金についての質問でございます。

この問題は、今年の令和7年2月定例会でも取り上げました。決算額が出たので、改めて質問をしたいと思います。

当初予算で8,700万円計上されておりましたが、決算で8,870万515円となっております。2月定例会では、令和6年度全医療保険者で負担する支援金は約3,760億円、うち後期高齢者制度の負担する額は3.5%の132億円を拠出することとなっております、その全てが出産一時金に充当されると答弁されております。

また、件数は全国で76万件と推定されると。佐賀県においては、金額、件数とも公表されていないので、把握していないと答弁。さらに、今後改めて紹介させていただきたいとのことでした。

決算も出たことですので、全体の金額、件数、佐賀県内の件数はどのようになったのかをお聞きいたします。また、社会保険診療報酬基金残があるかどうかということもお聞きしたいと思います。

○事務局長兼会計管理者（馬場文則）

出産育児支援金についてお答えいたします。

出産育児支援金は、少子化に歯止めをかけ、子育てを全世代で支援することを目的として創設された制度でございます。

これは全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律、これが令和6年4月1日に施行されたことにより導入されたものでございます。

この制度により、出産育児一時金に必要な費用の一部を、現役世代のみならず、後期高齢者医療制度からも支援する仕組みとなっております。

制度の運用につきましては、出産育児一時金に係る費用の概算額を全ての医療保険者で案分し、その案分した額を支援金として社会保険診療報酬支払基金に拠出いたします。その上で、同基金から各医療保険者が支給する出産育児一時金の財源として充当される仕組みとなっております。

拠出金の額確定につきましては、翌々年度に確定出産育児支援金額が支払基金から示され、その内容に基づき、精算が行われることとされております。

そこで、出産育児支援金の全国件数及び佐賀県の件数についてでございますが、これは前回議会での御指摘を受け、国に確認を行いました。

国によりますと、全国の出産育児一時金に係る支給額は把握しているものの、県別や保険者別等の件数につきましては、制度上、支援金の算定に用いられていないことから、公表していないとの回答でございました。

また、本制度は、各広域連合がそれぞれの県における支給件数に応じて負担するという仕組みではなく、全国で支給される出産育児一時金の総費用のうち、後期高齢者医療制度として、令和6年度は3.5%を共同で負担する制度となっております。

その上で、広域連合ごとの負担額は、全国の後期高齢者医療制度の被保険者数に占めるそれぞれの広域連合の被保険者数の割合によって案分される仕組みであり、特定の県の支給件数が多いかどうか、これが直接その負担額に影響するものではないかと存じます。

したがって、佐賀県の支給件数が公表されていないことは事実でございますが、制度上、県別支給件数を基に支援金額を算定するものではないということを御理解いただきたいと思います。

なお、令和6年度の出産育児支援金につきましては、現時点では概算額となっております。これは令和8年度に全国の実績を踏まえた精算が行われる予定であり、この点につきましても、制度運営に支障が生じることはないものと考えております。

一方で、制度の透明性や説明責任の観点から、可能な範囲で情報が明らかにされることが望ましいと広域連合としても認識しているところでございますので、これは引き続き国に対し必要な情報提供を求めてまいりたいと存じます。

最後に、社会保険診療報酬支払基金における出産育児支援金の残額、これにつきましては、現時

点では把握できていないとのことでございます。

ただし、来年度に令和6年度分の出産育児支援金の確定額、これが示される際に、残額がある場合には精算により返還されることとなっております。

以上でございます。

○土淵茂勝議員

非常に難しい答弁ですけど、私は単純に聞いたのは、いわゆる出産育児支援金を我々は出しているんですよね、年間8,700万円。これがどういふふうに使われたということはやっぱりつかむ必要があると思うんです。

私が調べたところと言いますと、令和6年度の全国の出生数、これは68万6,173名、こういう方々が対象になっているんじゃないかと思うんですよね。佐賀県でも4,624人、こういう方が対象になっていますよね。だから、私が質問したのは、質問の1つは、このお金がどのように使われているかということをしちゃんと報告すべきだと。全体として、今、私が言ったようなことになると思うんですよね。

もう一つ、私が残高の問題を質問したのは、実際私たちだけじゃなくて、全国の後期高齢医療、そのほかの社会保険とか国保、そういうところからもこれを集められていると思うんですけれども、この残金も私はあると思うんですよね。

この出産育児支援金、これが創設されたのは1年前だったと思うんですけどね。それがやっぱり後期高齢者の負担になっているんですよね。令和4年度の10月からは保険料の2割負担というのが出てきました。だから、制度そのものがだんだんおかしくなっているんじゃないかと思うんですね。

そういう意味で、こういう出産育児支援金というものの捉え方、これが私は間違っているとは言っておりません。こういうお金は国が出すように、そういうのを求めてほしいなということを述べて、次の問題に移りたいと思います。

最後ですけども、これは後期高齢者医療制度の運営状況についてちょっと教えていただきたいということを含めて質問します。

1つは、マイナンバー保険証の運用状況はどの

ようになっているかということで、市町ごとの利用状況、資格確認書の発行状況を一覧にして提出を求めたいと思います。

このマイナンバーカードの利用状況については、これはここで資料を出されております。昨年12月だと思うんですけど、マイナ保険証の登録率というのは69.99%になっております。これが恐らくこの1年間で上がっていると思います。そういった資料をぜひ提出していただきたい。

もう一つは、紙の保険証ですね。資格確認書は、高齢者にとっては、安全で使い勝手はいいですね。将来にわたって発行するよう国に求めていると思います。これについては答弁を求めたいと思います。

また、2つ目ですけども、異常な物価高の中で医療費の負担が重荷になっております。昨日も高齢者の方から毎月4万円の保険料の負担というのは本当に何とかならないかという声が出されました。現役並みの3割負担、新たに追加されました2割負担、そして、これまでの1割負担の数値がどのようになっているか、市町ごとの資料をこれも提出をお願いしたいと思います。答弁よろしくをお願いします。

○事務局長兼会計管理者（馬場文則）

制度の運用状況についてお答えいたします。

まず、資料提供の御依頼がありましたマイナ保険証に係る市町ごとの利用状況及び市町ごとの窓口負担割合の状況、これらにつきましては、後日、議会事務局を通じて、議員の皆様提供させていただきたいと思います。

なお、資格確認書の発行状況、これにつきましては、現時点で全ての被保険者に発行している状況ですので、その点を御承知おきください。

また、資格確認書につきましては、御承知のとおり、令和6年12月2日以降、従来の被保険者証の新規発行が廃止され、マイナンバーカードと被保険者証をひもづけた、いわゆるマイナ保険証、これを基本とする仕組みに移行しております。

一方で、マイナ保険証をお持ちでない方に対しては、申請により資格確認書を交付するという恒久的な制度が法令上位置づけられており、今後も

これは継続されるものでございます。

また、当面の間は、マイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず、職権により資格確認書を交付するという取扱いとされております。

この当面の間の終了時期については、現時点で国から明確な時期は示されておられません。

それから、さらに後期高齢者医療制度におきましては、マイナ保険証を持っている、持っていないにかかわらず、全ての被保険者に資格確認書を職権交付する、こういった特例措置が講じられているところでございます。

この特例措置は、来年、令和8年7月31日までの時限的な措置とされているところでございます。

このマイナ保険証をお持ちの方まで含めた全被保険者への職権交付、これは恒久的な仕組みではございませんで、あくまで国の判断による暫定的な対応でございます。

したがいまして、資格確認書を将来にわたって発行するよう国に求めるべきとの御意見につきましては、既に恒久制度として位置づけられている部分と、時限的な措置として実施されている部分を整理し、国に確認すべき事項を見極める必要があると考えております。

広域連合としましては、被保険者の皆様に混乱が生じることのないよう、令和8年8月以降の取扱いにつきまして、国が早期に明確な方針を示すよう求めているところであり、今後も制度運営上必要な点につきまして、適切に国へ意見を伝えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○土淵茂勝議員

これについては、いわゆる紙の保険証ですね、これは将来にわたってやはり残しておくというのが大事だと思いますので、ぜひ連合長もそのこともぜひ考えて対応していただきたいということをお願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

● 議案上程

◇議長（永淵史孝議員）

次に、第12号議案から第19号議案までの議案を一括して議題とします。

広域連合長に提案理由の説明を求めます。

○實松尊徳広域連合長

本年10月3日付で広域連合長に就任いたしました神埼市長の實松尊徳でございます。

当広域連合の連合長として、しっかりと後期高齢者の皆様の思いを伝え、そして、先ほども答弁申し上げましたけれども、必要なときにしっかりと医療を受けられる環境をつくってまいりたいというふうに思っております。

どうか皆様方の御支援、御協力等よろしくお願い申し上げます。

さて、本日、令和7年11月佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、後期高齢者医療制度をめぐる近況について御報告申し上げますとともに、今議会に提案しております諸議案につきまして、順次御説明をさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、本年で発足してから18年目を迎えました。この間、少子高齢化の急速な進行により、社会構造が大きく変化しております。

社会保障制度におきましては、国民皆保険の持続可能性の確保の観点から全世代型社会保障が掲げられ、これまで主に現役世代に支えられてきた後期高齢者につきましても、能力に応じた負担が求められているようになっております。

昨年度は、医療費における高齢者負担率の見直しや、出産育児支援金の導入が行われたところであります。

また、来年度からは、従来の医療分の保険料に加え、子ども・子育て支援金の徴収が始まる予定です。

これに伴い、現在改定作業を行っております令和8年度、9年度の保険料にも少なからぬ影響を及ぼすものと見込んでおります。

こうした医療制度改革による後期高齢者の負担の増加が、急激で過度なものとならないよう、私自身も委員として参画しております社会保障審議会医療保険部会の場合や全国広域連合協議会を通じて、今後も国に対して意見を申し述べてまいりたいと考えております。

次に、マイナンバーカードと健康保険証の一体化について申し上げます。

御承知のとおり、昨年12月2日以降、従来の被保険者証が廃止され、マイナ保険証によるオンライン資格確認が基本となりました。

後期高齢者には、マイナ保険証の有無にかかわらず、令和8年7月31日まで有効な資格確認書を全員に発行する暫定措置が講じられており、現時点では大きな混乱は生じておりません。

マイナ保険証の利用率については、厚生労働省の令和7年9月分の集計によりますと、全体で35.62%となっております。また、佐賀県の後期高齢者に限りますと、令和7年7月分の利用率は36.64%という状況です。徐々に増加傾向にあるものの、まだ低い水準にあります。

マイナ保険証の利便性やメリットを、より多くの被保険者に理解していただき、県内市町や医療機関等と連携をしながら、さらなる利用促進に努めてまいりたいと考えております。

今後も、全ての被保険者が、安心して医療を受けられるよう、構成市町と連携し、佐賀県の後期高齢者医療制度の円滑な運営に努めてまいる所存であります。議員各位の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、提案の議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第12号議案 令和6年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

決算額は、歳入が1億9,890万583円、歳出が1億9,385万476円であり、歳入歳出差引額505万107円は翌年度へ繰り越しております。

歳入の主なものは、市町負担金及び前年度繰越金です。

歳出の主なものは、広域連合の運営に要した派遣職員給与等負担金や事務所使用料でございます。

次に、第13号議案 令和6年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

決算額は、歳入が1,406億3,308万4,211円、歳出が1,395億1,193万4,993円であり、歳入歳出差引額11億2,114万9,218円は翌年度へ繰り越しております。

歳入の主なものは、医療給付費に係る市町や国、県の負担金及び現役世代から支援される後期高齢者交付金等でございます。

歳出の主なものは、療養給付費や高額療養費等の2款保険給付費でございます。

なお、決算議案には、主な施策の成果を説明する書類及び監査委員の決算審査意見書を添付いたしております。

次に、第14号議案 令和7年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正額として505万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,190万8,000円としております。

歳入につきましては、令和6年度剰余金の確定による繰越金を、また、歳出につきましては繰越金を財源とした予備費を計上いたしております。

次に、第15号議案 令和7年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございます。

補正額として、11億916万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,451億4,665万1,000円としております。

歳入につきましては、令和6年度の療養給付費市町負担金確定に伴う追加納付分としての市町支出金、同じく精算に伴う過年度高額医療費国庫負担金や県費負担金をはじめ、保険料等に係る剰余金を繰越金として計上いたしております。

歳出につきましては、会計年度任用職員の費用弁償の見直しによる追加経費、繰越金等を財源とした後期高齢者医療給付費準備基金積立金、国庫負担金等の額の確定に伴う返還金を計上した諸支出金及び予備費の増額を行っているところです。

次に、第16号議案 専決処分について（令和7年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））でございます。

マイナ保険証の利用促進及び資格確認書の暫定運用に関するリーフレットを、令和7年5月中に全被保険者へ送付するよう国からの指示があったことに伴い、その経費を予算計上するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行

いましたので、同条第3項の規定に基づき、本議会において承認をお願いするものでございます。

次に、第17号議案 専決処分について（佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）でございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されたことに伴い、当広域連合における関係条例を改正したものでございます。

本条例の施行日が10月1日であったこと、さらに経過措置については7月1日施行であったことから、専決処分を行いましたので、本議会において承認をお願いするものでございます。

次に、第18号議案 専決処分について（令和7年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））でございます。

令和6年度支払基金交付金の確定に伴う超過額の返還金につきまして、その納付期限が9月30日であったため、専決処分を行いましたので、本議会において承認をお願いするものでございます。

最後に、第19号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてでございます。

坂井英隆副広域連合長が令和7年11月23日をもって任期満了となったことに伴い、改めて坂井英隆佐賀市長を選任いたしたく、広域連合規約第12条第4項の規定により、議会の同意を求めるとでございます。

以上、今回提案いたしました議案につきまして御説明申し上げます。

何とぞよろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

● 議案に対する質疑・討論

◇議長（永渕史孝議員）

なお、議案に対する質疑及び討論は通告がありませんでした。

● 採 決

◇議長（永渕史孝議員）

それでは、これよりただいま議題としております議案を順次起立により採決します。

まず、第12号議案 令和6年度佐賀県後期高齢

者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第12号議案は認定されました。

次に、第13号議案 令和6年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数と認めます。よって、第13号議案は認定されました。

次に、第14号議案 令和7年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は可決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第14号議案は可決されました。

次に、第15号議案 令和7年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は可決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第15号議案は可決されました。

次に、第16号議案 専決処分について（令和7年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））を採決します。

お諮りします。本案は承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第16号議案は承認されました。

次に、第17号議案 専決処分について（佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等

に関する条例及び佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。本案は承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第17号議案は承認されました。

次に、第18号議案 専決処分について（令和7年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））を採決します。

お諮りします。本案は承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第18号議案は承認されました。

次に、第19号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてを採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、第19号議案は同意することに決定しました。

坂井副広域連合長の入場を許可します。

〔坂井副広域連合長 入場〕

● 報告事項

◇議長（永渕史孝議員）

次に、第1号報告の報告を議題とします。

● 第1号報告事項説明

◇議長（永渕史孝議員）

広域連合長に、第1号報告 放棄した債権の報告についての説明を求めます。

○實松尊徳広域連合長

第1号報告について御説明申し上げます。

本件は、佐賀県後期高齢者医療広域連合債権管理条例第13条第1項の規定により債権を放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

今回放棄いたしました債権は、交通事故に係る第三者行為損害賠償金1件でございます。

当該事案につきましては、平成28年3月に徴収

事務を委任している佐賀県国民健康保険団体連合会と加害者の間で分割納入誓約書を取り交わし、当初は分割納付が行われておりました。

しかしながら、令和元年10月4日を最後に納付が途絶え、その後、国保連合会と広域連合において債権回収に努めましたが、納付がないまま、令和6年10月4日に消滅時効が満了しました。

このため、当広域連合の債権管理条例第13条第1項第6号の規定に基づき、令和7年3月31日に債権放棄の決定を行ったものでございます。

以上でございます。

● 第1号報告に対する質疑

◇議長（永渕史孝議員）

なお、第1号報告に対する質疑は通告がありませんでした。

以上で報告を終わります。

● 追加議案上程

◇議長（永渕史孝議員）

次に、日程により、本日追加提出された第20号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを議題とします。

本案は、地方自治法の規定による除斥の対象となりますので、江口孝二議員の退場を求めます。

〔江口孝二議員 退場〕

● 提案理由説明の省略

◇議長（永渕史孝議員）

お諮りします。本案は提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は提案理由の説明を省略することに決定しました。

● 議案等に対する質疑・討論

◇議長（永渕史孝議員）

なお、本案に対する質疑、討論は通告がありませんでした。

● 採 決

◇議長（永渕史孝議員）

これより第20号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、第20号議案は同意することに決定しました。

ここで江口孝二議員の入場を求めます。

〔江口孝二議員 入場〕

● 議決事件の字句及び数字等の整理

◇議長（永淵史孝議員）

ここでお諮りします。議決事件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

● 閉 会

◇議長（永淵史孝議員）

以上で今定例会の議事は全て終了しました。

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午前11時24分 閉 会

〔当日配付資料〕

議 席 表

（令和7年11月25日）

中村議員 （鹿島市） 15	松尾議員 （武雄市） 16	前田議員 （伊万里市） 17	中島議員 （多久市） 18	西依議員 （鳥栖市） 19	古藤議員 （唐津市） 20	西岡議員 （佐賀市） 21	永淵議員 （佐賀市） 22
大石議員 （みやき町） 7	平野議員 （みやき町） 8	大川議員 （上峰町） 9	松石議員 （基山町） 10	森田議員 （吉野ヶ里町） 11	増田議員 （神埼市） 12	古川議員 （嬉野市） 13	光岡議員 （小城市） 14
		江口孝二議員 （太良町） 1	吉岡議員 （白石町） 2	土淵議員 （江北町） 3	江口正勝議員 （大町町） 4	今泉議員 （有田町） 5	山口議員 （玄海町） 6

議席の指定	山口 議員（6番）
	松石 議員（10番）
	中島 議員（18番）
	西岡 議員（21番）
	永淵 議員（22番）

報告第2号

諸 報 告

○例月出納検査の報告について

令和7年2月26日から令和7年11月24日までに、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果について下記のとおり報告された。

その内容は、それぞれ議員各位にその写しを送付したとおりである。

記

- 3月26日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和6年度2月分)
- 3月31日 令和6年度定期監査の結果報告書
(令和5年12月1日～令和6年11月30日執行分)
- 4月22日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和6年度3月分)
- 5月21日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和6・7年度4月分)
- 6月20日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和6・7年度5月分)
- 7月24日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和7年度6月分)
- 8月22日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和7年度7月分)
- 9月22日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和7年度8月分)
- 10月24日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和7年度9月分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議長 永 淵 史 孝

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会副議長 平 野 達 矢

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 江 口 正 勝

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 今 泉 藤一郎

会 議 録 作 成 者
佐賀県後期高齢者医療広域連合議会事務局長 倉 持 直 幸